「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」
に係る一般競争入札
(最低価格落札方式)

入 札 説 明 書

2012年12月28日

独立行政法人**情報処理推進機構**

目　次

Ⅰ．入札説明書 1
Ⅱ．契約書（案） 6
Ⅲ．仕様書 21
Ⅳ．適合証明書 35
Ⅴ．その他関連資料 39

修 正 履 歴 表

修正年月日	修正内容
2013年1月8日	21 頁 Ⅲ. 仕様書　3. 概要：　概要説明の文言と、図１の文言を統一するため図１を修正しました。
2013年1月8日	28 頁 Ⅲ. 仕様書　4.8 実施体制（３）開発業務担当者：　「①」が多重に振られていたため番号を振りなおしました。

Ⅰ．入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2012 年 12 月 28 日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

(1) 件名

IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化

(2) 調達役務の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 入札方法

① 入札の受付は、機構ウェブサイト上より電子入札システムにて受け付けることとする。詳しくは、以下を参照のこと。

https://www.ipa.go.jp/about/densinsei/e-ipa.html

上記 URL よりデジタル証明書取得及び電子入札が可能である。

※ 電子入札の注意事項

電子入札のためのデジタル証明書取得には 2～3 日を要するので、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は、早めにデジタル証明書を取得すること。

【重要】－必ずお読みください－

2010 年 12 月 25 日より電子申請・電子入札用の証明書が新しくなりました。これにより、2010 年 12 月 24 日以前に「ルート証明書」又は「クライアント証明書」を取得して、電子申請・電子入札を利用していたユーザについては、既存の証明書を使用中のブラウザから削除したうえで、改めて「ルート証明書」と「クライアント証明書」を取得してブラウザへインストールする必要がありますのでご注意ください。

② 入札金額は総価とする。なお、総価には、それぞれの業務にかかる費用をすべて含むものとする。

③ 落札者の決定に当たっては、入札金額に 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札画面に入力すること。

④ 入札者は、入札後に入札金額の変更をすることができない。

２．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。

(4) 平成 22・23・24 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加が認められた者であること。

(5) 競争入札への参加に必要な５．(2)に定める書類を提出期限までに提出し、機構の審査に合格した者であること。

(6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

(8) 下記３．の入札説明会に参加した者であること。

３．入札説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会の日時

2013 年 1 月 15 日(火)　11 時 00 分から（１時間程度)

(2) 入札説明会の場所

東京都文京区本駒込 2－28－8　文京グリーンコートセンターオフィス 13 階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室 B

(3) 参加申し込み先

入札説明会への参加を希望する場合は、下記の連絡先に電子メールにより申し込むこと。ただし、事前に下記の機構担当職員まで電話連絡すること。

IT 人材育成本部　産学連携推進センター　企画グループ　担当：西村、伊藤

電話番号：03－5978－7536

電子メール：iac-kobo2012@ipa.go.jp

４．入札に関する質問の受付等

(1) 入札説明書又は仕様書等に関する質問がある場合は、質問書に所定の事項を記入の上、16. の各照会先に提出すること。

なお、記載方法及び質問書（様式）は、「その他関連資料」を参照のこと。

① 提出期限　2013 年 1 月 18 日(金)17 時 00 分まで

② 提出場所　16. の各照会先に提出すること。

③ 提出方法　質問書を電子メールによって提出すること。ただし、事前に 16. の各照会先の機構担当職員まで電話連絡すること。

(2) 質問に対する回答は、機構ウェブサイトで閲覧に供する。

５．入札参加資格書類の提出

(1) 提出期限

2013 年 1 月 22 日(火) 17 時 30 分まで

(2) 入札参加資格書類

次の書類を持参又は郵送にて提出すること。ただし、持参の場合の受付時間は 10 時 00 分～17 時 30 分（12 時 30 分～13 時 30 分を除く。）とし、郵送の場合は必着とする。

① 最新の納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税のない証明用）の原本又は写し。

② 平成 22・23・24 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

③ 適合証明書（様式参照のこと。）

(3) 提出先

〒113－6591

東京都文京区本駒込 2－28－8　文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構　財務部管理グループ（担当：前田、今木）

※1　持参の場合、13 階総合受付にて対応いたします。

※2　郵送の場合、封筒の表面に「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化　入札参加資格書類在中」と朱書きしてください。

６．入札受付期間

入札者は、電子入札システムを利用し、次の日時までに入札金額を含む入札データを送信しなければなら

ない。

2013 年 1 月 17 日(木)10 時 00 分から 2013 年 1 月 23 日(水)14 時 00 分まで

７．開札の日時及び方法

(1) 開札日時

2013 年 1 月 23 日(水) 14 時 15 分

(2) 開札方法

電子入札システムにより開札する。

８．入札保証金及び契約保証金

全額免除

９．支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

10. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　藤江　一正

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

13. 落札者の決定方法

機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14. 契約書作成の要否

要

15. 契約条項

請負契約書（案）による。

16. その他

(1) 既存システムの設計資料の開示

既存システムに係る設計書の閲覧を希望する場合は、当機構が用意する閲覧場所において、設計資料を閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、事前に 16. (4)の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

閲覧期間は 2013 年 1 月 7 日(月)から 2013 年 1 月 18 日(金)までの 10 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 30 分から 13 時 30 分の間は除く）までの間の 2 時間以内とする。

なお、閲覧の際には、記入し押印した様式 2「誓約書」を持参すること。

また、2 時間以上の閲覧が必要な場合やその他の開発資料の閲覧が必要な場合には、16. (4)の担当部署へ電子メールで依頼内容を申し込むこと。

(2) 入札情報の開示

入札結果等及び契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(3) 入札行為に関する照会先

財務部管理グループ　担当：前田、今木
電話番号：03－5978－7502
電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(4) 仕様書に関する照会先
IT 人材育成本部　産学連携推進センター　企画グループ　担当：西村、伊藤
電話番号：03－5978－7536
電子メール：iac-kobo2012@ipa.go.jp

(5) 電子入札システムに関する照会先
総務部システム管理グループ
電話番号：03－5978－7519
電子メール：sysg@ipa.go.jp

以上

（注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5) 実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

Ⅱ．契約書（案）

20○○情財第○○号

「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」に関する請負契約書（案）

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」の請負契約を締結し、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（用語の定義）

第 1 条　本契約において使用する用語は、情報産業分野に属する事業者間で通常理解されている意味内容を有するものとする。但し、以下の各号に掲げる用語については、当該各号が定めるところによる。

(1)「開発成果物」とは、別添発注仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づいて開発されるべき別紙 2 記載の各物件をいう。

(2)「本件開発業務」とは、本契約に従って開発成果物を開発する業務をいう。

(3)「改版」とは、開発成果物の内容に加除変更を加え、または異なる記述形式で記述する（アナログ／デジタル間変換、文字／音響／画像間変換等を含む）一切の行為をいう。

(4)「件外プロダクト」とは、開発成果物のうち、専ら本件業務のために新規に開発された部分（または要素）を除いたすべての部分（または要素）をいい、何人（甲また乙を含む。以下同様）かの制作にかかるものであるか否かを問わない。

(5)「ＬＰプロダクト（Legally Protected Product)」とは、件外プロダクトのうち、何人かの権利（肖像権など非財産的権利を含む）の対象となる部分（または要素）をいう。

(6)「原プロダクト」とはＬＰプロダクトのうち、別紙 2 記載の各物件をいう。

(7)「ＰＤプロダクト（Public Domain　Product)」とは、件外プロダクトのうち、ＬＰプロダクトを除いたすべての部分（または要素）をいう。

（開発請負）

第 2 条　甲は、本件開発業務を乙に発注し、乙はこれを請負う。

2　乙は、本件開発業務の遂行にあたり、次の各号のいずれかに該当するもの（原プロダクトを除く）を開発成果物中に利用する場合、事前に様式 1 により利用の内容を甲に提出し、その承認を得る。

(1) 国内外の社会の健全な発展及び／または情報産業の振興に資するために開発成果物を広く普及する上で支障（法律上経済上の支障であって、その程度が軽微なものを除く）を生じ得べき件外プロダクト

(2) 第 12 条第 1 項所定の権利に基づく開発成果物の利用自体によって、対価の支払義務が生ずることとなるＬＰプロダクト

3　乙は、本件開発業務の全部を第三者に再請負させてはならない。

4　乙は、本件開発業務の一部を第三者に再請負させることができる。この場合甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。

5　乙は、前項に基づき再請負させる場合、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容及び請負わせる理由等を書面により甲に届け出るものとする。なお、再請負先からの見積書を添付するも

のとする。
6　乙が本件開発業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合であっても、本契約との関係においては、第4項所定の再請負とみなす。

（交付資料の取扱）
第3条　乙は、本契約に基づいて甲から交付されたすべての資料を、本契約の目的の範囲内でのみ使用する。また、乙は、甲の同意なくこれら交付資料を複製しない。

（責任者の選任）
第4条　乙は、開発業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る）を選任して甲に届け出るものとする。
2　責任者は、開発作業の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
3　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、速やかに甲に届け出るものとする。

（納入）
第5条　乙は、別紙2の定めるところにより、開発成果物を甲に納入する。
2　乙が納入期限までに所定の納入をしない場合、甲は違約金として延滞日数1日につき第11条所定の契約金額の1000分の1に相当する額を徴収することができる。但し、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合は、この限りではない。

（件外プロダクトに関する告知）
第6条　乙は、開発成果物を納入する際、次の各号所定の事項の概要を記載した「件外プロダクトリスト」（様式2）を同時に甲に提出する。なお、該当する件外プロダクトが原プロダクトのみの場合は、第3項に従う。
(1) 件外プロダクトの一覧、及びこの内で第2条第2項所定の甲の承認の対象となったものの摘示
(2) 各件外プロダクトについて、開発成果物中に占める場所（または出現形態）、及び開発成果物中への利用の方法と態様
(3) 各ＬＰプロダクトについて、権利者の名称と連絡先、権利の内容、開発成果物への利用に付された条件の有無・内容、並びにこの内で第2条第2項所定の甲の承認の対象となったものの摘示及び承認の内容
(4) 各ＰＤプロダクトについて、再入手の方法
(5) 件外プロダクトのうち、ＬＰプロダクト及び／またはＰＤプロダクトへの該当の有無が不分明なものについて、知れたる関係者の名称と連絡先、知れたる法的関係、及び再入手の方法
(6) 上記(1)から(5)に記載の個別事実ごとに、その秘密性の有無
2　甲は、件外プロダクトリストの記載内容について、乙に説明を求め、関連資料の閲覧及びそのコピーの提出等を求めることができる。
3　別紙2中の原プロダクトの項目に該当物件の記載がある場合、当該記載と同一内容の記載がなされた件外プロダクトリストが本条に従って提出されたものとみなす。
4　件外プロダクトリストの提出がない場合は、“該当する件外プロダクトが存在しない”旨の記載がなされた件外プロダクトリストが本条に従って提出されたものとみなす。

（権利義務の譲渡）
第7条　乙は、この本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならな

い。

（実地調査）

第8条　甲は、必要があると認めるときは、乙並びに本件開発業務の再請負先に対し、自らまたはその指名する第三者をして、本件開発業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは現場（第2条第4項の再請負先を含む）に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査、及び本件開発業務の完了）

第9条　甲は、開発成果物の納入を受けた日から30日以内に、仕様書等に基づいて検査を行い、同仕様書等に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2　前項所定の期間内に同項所定の通知がないときは、当該期間満了日をもって開発成果物は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3　本件開発業務は、すべての開発成果物が本条による検査に合格した日をもって完了したものとみなす。この場合、甲は、完了を確認するために本件開発業務の完了通知書面を乙に交付する。

4　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書面に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（保証）

第10条　乙は、本件開発業務が完了した日から1年間、開発成果物に発見された欠陥・作動不良その他の不具合及び／または仕様書等所定の基準との不適合を、遅滞なく無償で修正する。

2　前項の期間経過後に発見された不具合及び不適合については、乙は、随時または甲の要請あり次第、当該不具合及び不適合に関する甲所定の情報を甲に提供する。

3　乙は、次の各号を保証する。

(1) 開発成果物が第2条第2項を遵守して開発されていること。

(2) 件外プロダクトリストの記載内容について、それが真実であり、かつ知りたる事実を秘匿していないこと。

(3) 件外プロダクトリスト記載の法的事実関係の下で、開発成果物が何人かの著作権その他の権利を侵害していないこと。

(4) 件外プロダクトリスト記載の法的事実関係の下で、かつ情報産業の振興及び／または国内外の社会の健全な発展に資する目的に適合する限りにおいて、第12条第1項所定の権利の円滑な行使が何人かの権利（著作権法第28条の権利、著作者人格権、著作隣接権等を含む）によって制限を受けることがないこと。

（対価の支払及び遅延利息）

第11条　甲は、第9条第3項の規定による開発業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに、対価として、別紙2の定めるところにより所定の契約金額を乙に支払う。

2　甲が前項の時期までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率によって、遅延利息を支払うものとする。

（開発成果物の権利）

第12条　甲は、開発成果物の全部または一部について、これを改版しないでそのまま利用し、改版し、二次的著作物を生成し、それらを販売し、他人に販売を許諾し、その他現在及び／または将

来において技術的に可能なあらゆる方法と態様によって商業的及び／または非商業的に利用するために必要かつ十分な法律上のすべての権利を、本件業務が完了した日から専有する。
2　前項の権利には、著作権法及び特許法所定の各権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）のほか、将来の法改正によって創設される権利が含まれる。
3　乙は、第 1 項所定の権利に関する登録その他の手続きについて、甲に協力する。

（ＬＰプロダクトの権利）
第 13 条　甲及び乙は、次の各号を確認する。
(1) ＬＰプロダクトの権利者は、次号の場合を除き、自己のＬＰプロダクトに対して有する著作権その他の権利の内容及び行使について、本契約によって何らの影響も受けない。
(2) 乙が第 10 条第 3 項(4)所定の保証義務を履行する行為自体によって結果的に自動的かつ当然に発生している法律効果として、ＬＰプロダクトの権利者は、第 12 条第 1 項所定の権利を正当に行使する者に対して、自己のＬＰプロダクトに対して有する著作権その他の権利を原因とする法的請求を提起できない。

（責任）
第 14 条　第 10 条第 3 項（1）または（2）に反する事実がある場合、第 11 条所定の契約金額と同額を、当該事実に対する民法第 420 条所定の損害賠償予定額と定める。
2　第 10 条第 3 項（1）に反する事実がある場合、乙は、前項に基づく損害賠償に加えて、該当する件外プロダクトの削除その他の措置（これに要する費用は乙の負担とする）について甲の指示に従う。
3　第 10 条第 3 項（3）または（4）に反する事実がある場合、乙は、これによって甲が被る損害を第 11 条所定の契約金額を上限として賠償する。
4　前項において、件外プロダクトリスト記載の事実を甲が看過したことによる甲の損害部分については、乙は責任を免除される。

（秘密保持及び個人情報）
第 15 条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
2　個人情報に関する取扱いについては、別紙 1 のとおりとする。
3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（契約の変更）
第 16 条　甲又は乙は、各々、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、本件開発業務の実施に伴い状況が変化したり、技術上の支障が生じるなどして、仕様書等の目標を達成できず本件開発業務の全部又は一部の中止又は変更を希望する場合、本契約の変更の協議を契約の相手方に申し出ることができる。この場合、契約の相手方は、誠意をもって対応する。但し、次条による解除権の行使を妨げない。

（契約の解除等）
第 17 条　甲は、次の各号の一に該当する事由がある場合には、本契約を解除することができる。
(1) 乙が本契約に違反した場合
(2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないと認めるに足る客観的状況が生来した場合

(3) 乙が、甲に対し、本件開発業務並びに本契約が定める届出及び報告に関して、不正又は虚偽の申立てをした場合

(4) 乙が、本件開発業務と同じ内容の開発業務について、国又は公共団体等から補助等の支援を受け、または受けることとなった場合

2　本契約の解除が納入の後になされた場合、契約対価の支払い、権利帰属その他の法律関係は、解除によって初めに遡って効力を失う。

3　第 1 項(3)から(4)に該当する事由がある場合、甲は、契約を解除せずに、乙に対して契約対価額の変更、支払済契約対価の全部若しくは一部の返還、及び／または損害の賠償を求めることができる。

（手続方法）

第 18 条　乙は、本契約に基づいて行う手続きについて、甲の定める様式がある場合は、これに従う。

（その他）

第 19 条　本契約中に法令の強行規定に違反して無効となる条項がある場合、当該条項は、当該強行規定が実質的に効力を失うまでの期間、当該強行規定の許容する範囲内であってかつ当該条項が意図する趣旨と最も近い内容に変更されたものとみなして、引き続き効力を存続する。

2　本契約に定めなき事項及び疑義については、甲乙双方が協議し決定する。

3　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 1 条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき

ニ　独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条　乙は、前条第 1 号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第 49 条第 1 項の排除措置命令書

二　独占禁止法第 50 条第 1 項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第 66 条第 4 項の審決についての審決書

四　独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた

損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 7 条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲　東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　藤江　一正

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

（定　義）

第１条　本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第２条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

２　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第３条　乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第４条　乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

２　乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

３　乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第６条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第７条　乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第４条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

２　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

３　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

４　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

５　乙は、請負業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への

利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第８条　乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第９条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を請負業務の終了後５年間保存しなければならない。

（再請負）

第 10 条　乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事　故）

第 11 条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第 17 条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

1. 開発成果物（第 1 条（1））

項番	開発成果物	部数
1	プロジェクト管理報告書	1 式
2	基本設計書 詳細設計書	1 式
3	取扱説明書（一般ユーザ、外部ユーザ、内部ユーザ、管理者）	1 式
4	開発概要報告書	1 式
5	ソースコード 実行プログラム 構築用スクリプト 設定ファイル	1 式
6	試験仕様書 試験結果報告書	1 式
7	システム構築手順書 システム運用マニュアル 障害対応手順書	1 式

詳細は、別添発注仕様書　「7.3 納入物件」を参照。

2. 原プロダクト（第 1 条（6））

IT 人材育成 iPedia　2010 年度版

3. 納入（第 5 条第 1 項）

(1) 納入期限

2013 年 3 月 19 日

(2) 納入場所

東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

独立行政法人情報処理推進機構　IT 人材育成本部　産学連携推進センター

(3) 納入による費用負担

乙の負担

4. 対価の支払（第 11 条）

契約金額　金.○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税額　金.○，○○○，○○○円）

契約書第２条－様式１

○○○○年○○月○○日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長あて

株式会社○○○○○○
代表取締役　○○　○○○

契約書第２条第２項に該当する件外プロダクトの利用承認について

○○○○年○○月○○日付け○○情財第○○○号「IT 人材育成 iPedia 第４次機能強化」に関する契約書第２条第２項の規定に該当する件外プロダクトの利用について承認申請いたします。

なお、当該件外プロダクトの利用に当たっては、同契約書第 10 条第 3 項（2）及び（3）並びに（4）を保証するとともに、納品時に同契約書第６条に基づく報告をいたします。

記

１．利用する件外プロダクトの名称
・○○○○○○○○エンジン（株式会社○○○○社製）
・○○○○○○○○ツール（株式会社○○○○社製）

２．件外プロダクト利用の内容

以上

契約書第６条－様式２

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長あて

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇〇

件外プロダクトリストの提出について

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇情財第〇〇〇号「IT 人材育成 iPedia 第４次機能強化」に関する契約書第６条の規定に基づき、別添のとおり件外プロダクトリストを提出いたします。

件外プロダクトの一覧

契約番号
契約者
契約件名

通　番	件 外 プ ロ ダ ク ト の 名 称	承認対象

件外プロダクトに関する記載

番号
件外プロダクトの名称

項　　目		記　　載　　内　　容	秘密性の有無
開発成果物に占める場所（または出現形態）			
開発成果物中への利用の方法と態様			
ＬＰプロダクトの場合の記載項目	権利者の名称		
	権利者の連絡先		
	権利の内容		
	開発成果物への利用に付された条件の有無	条件有り　／　条件なし	
	上記条件の内容		
	第２条第２項の承認の対象か否か		
	上記承認の内容		
ＰＤプロダクトの場合	ＰＤプロダクトの再入手の方法		
不分明の場合	知れたる関係者の名称		

＊別添１リストに記載されたプロダクトそれぞれについて作成してください。

Ⅲ．仕様書

1. 件名 IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化
2. 背景・目的

わが国情報処理産業の競争力強化の観点から高度 IT 人材育成強化が求められる中、近年、産学連携による人材育成の推進は喫緊の課題としてその重要性を認識されるようになっている。こうした中、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、産学連携による実践的 IT 人材育成の成果や IT 人材育成関連資料、IT 人材教育に関わるニュースなどについて、産業界・大学などを中心に幅広く社会に提供を行うことにより、産学連携による IT 人材育成の活性化に資することを目的として、IT 人材育成 iPedia の整備を行ってきた。

本システムは、平成 19 年度事業にてシステム構築を行い平成 20 年度に利便性向上等の機能拡張、平成 21 年度に外部ユーザによる情報登録機能の追加を中心とした機能拡張を行った。平成 22 年度には、提供する情報の特徴にあわせたナビゲーション機能の充実と、利用者の目的にあわせたポータル機能の拡張等を実施した。本事業においては、主にコンテンツマネージメントシステム機能の拡張及び掲示板機能追加並びに IPA 共通基盤システムへの移行作業及び移行に伴うシステム環境構築等を行う。

3. 概要

大学等教育機関、企業、情報関連団体、官公庁等の IT 人材育成に関する各種情報を IT 人材育成 iPedia に掲載する。関係者（閲覧ユーザ、一般ユーザ、外部ユーザ、内部ユーザ、管理者）は下図１のような形で本システムと関わる。

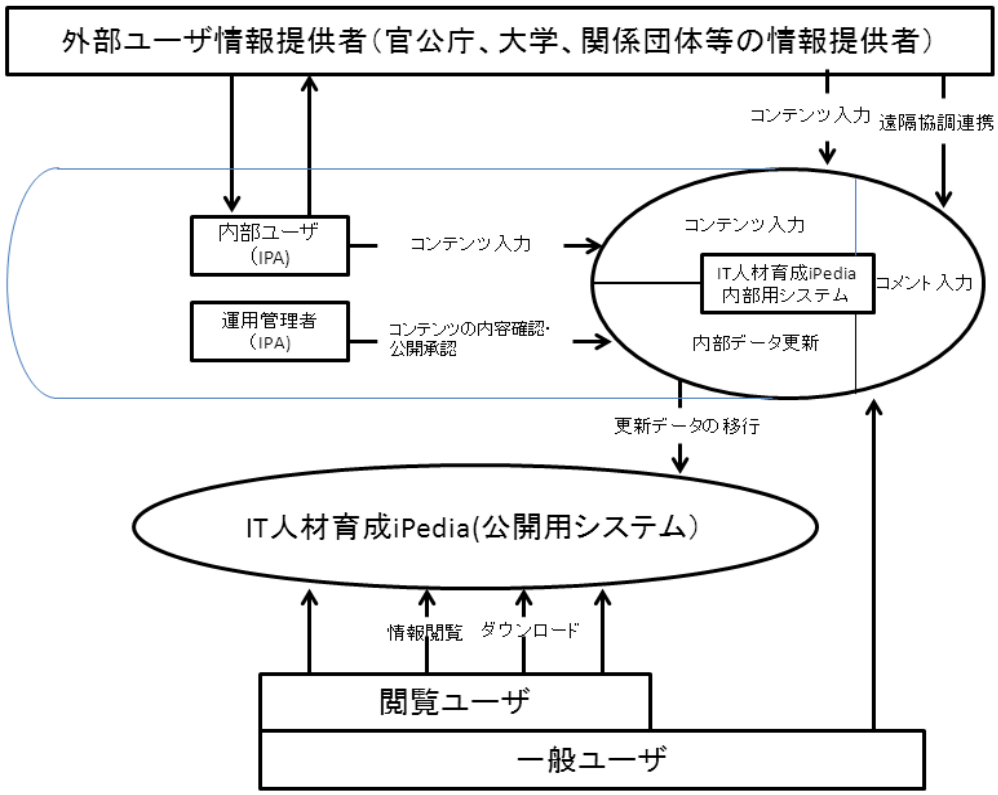

図１　IT 人材育成 iPedia と利用者・運用者関係図

4.　業務内容

4.1 実施内容・方法

（1）　作業範囲

① プロジェクト管理
② 基本設計作業
③ 詳細設計作業
④ システム構築作業
⑤ コーディング作業
⑥ テスト項目作成作業
⑦ 単体テスト、総合テスト、システムテスト
⑧ 取扱説明書作成作業
⑨ 移行・導入作業

（2）　作業内容

① プロジェクト管理
本件開発業務における管理作業全般。

② 基本設計作業
IT 人材育成 iPedia 既存システムの改修を行うため、システムのユーザインターフェース、検証対象機器とのインターフェース、モジュール構造を設計する。また、各モジュール間のインターフェースや、モジュール間で共通に使用するデータ構造の設計などを行う。

③ 詳細設計作業
基本設計に基づき、モジュール内のアルゴリズムやデータ構造の設計を行う。

④ システム構築作業
IPA 共通基盤システムの仮想化サーバにシステム構築を行う。

⑤ コーディング作業
詳細設計に基づき、各モジュールのコーディング・画面作成を行う。

⑥ テスト項目作成作業
仕様書、基本設計、詳細設計に基づきテスト項目を作成する。

⑦ 単体テスト、総合テスト、システムテスト
テスト項目に基づきテストを実施し、検証を行う。

⑧ 取扱説明書作成作業
一般ユーザ、外部ユーザ、管理者のための取扱説明書をそれぞれ作成する。

⑨ 移行・導入作業
IPA 共通基盤システムの環境構築を実施し完成したプログラムを IPA 内にある本システムの本番稼働環境に移行・導入し、使用可能にする。

4.2 システムの概要

IT 人材育成 iPedia は、高度 IT 人材の早期育成を図る上で重要となる高等教育機関における実践的な IT 教育の拡充・普及等を促進するための情報提供サイトである。2008 年 5 月から一般公開しており、2008 年度、2009 年度、2010 年度に順次機能拡張を行ってきている。また 2012 年 8 月に掲示板機能について個別拡張を行った。

現行システムを利用側から見た内容は、図 2 のとおり。

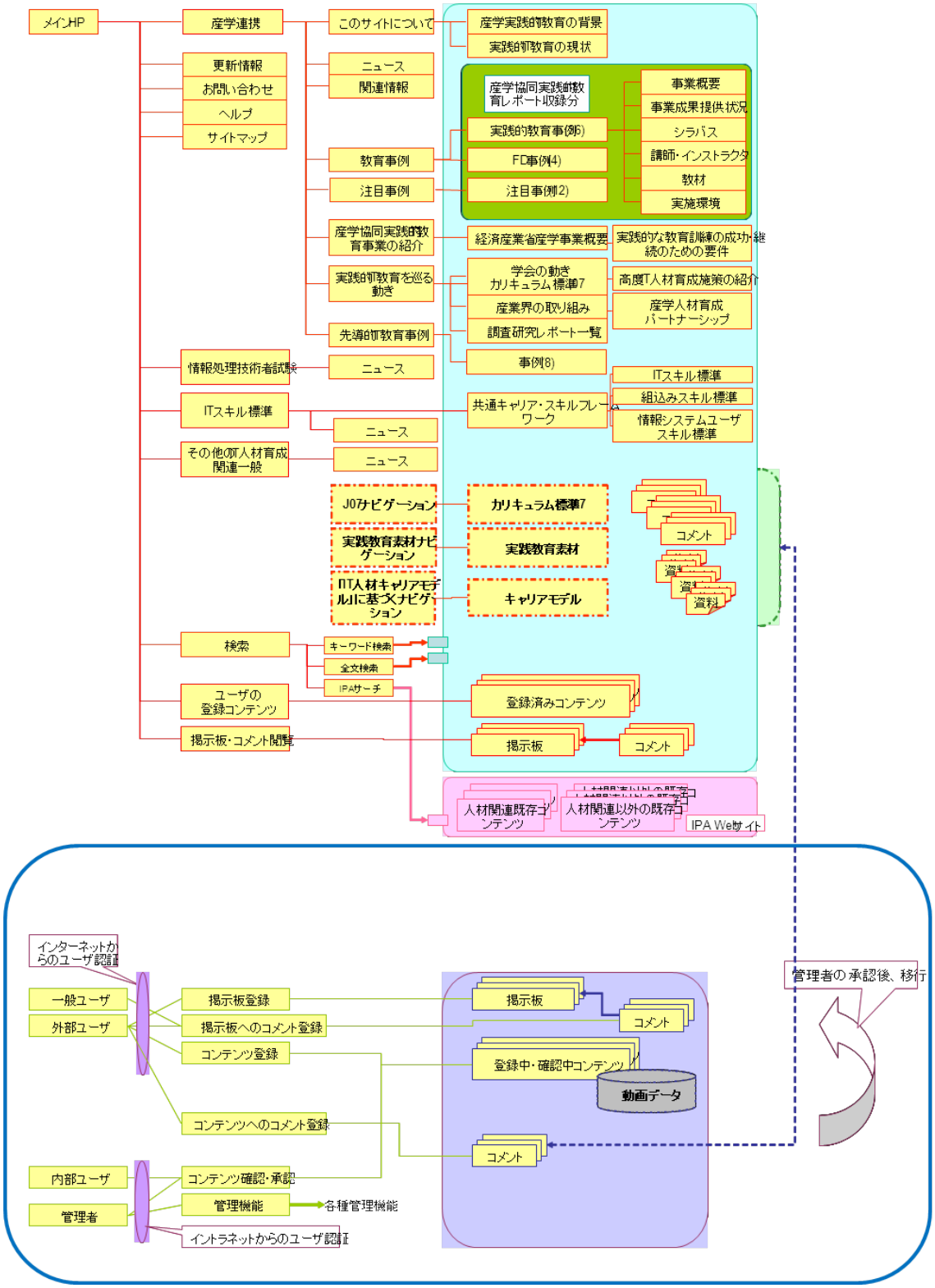

図 2　IT 人材育成 iPedia の全体構成

IT 人材育成 iPedia が提供する情報は、事例や教材などを単位としてデータベースに登録されており、ナビゲーションにしたがって選択したり、全文検索やキーワード検索によって選択する(図 2)ことで閲覧することができる。登録されている情報のひとつひとつをコンテンツと呼ぶ。

4.3 情報システムの機能等に関する要件

IT 人材育成 iPedia のコンテンツマネージメントシステム機能について拡張を行う。IT 人材育成 iPedia は一般公開サイトと情報共有サイト（掲示板など）の２つに分かれており、新たに CMS の追加拡張を行い、サイトマップの見直し、また画面のテンプレート拡張・追加を行う。

また、今回の「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」を行うにおいて、既存設計書を把握したうえでの設計を行うこと。

（1）機能要件

・コンテンツマネージメントシステム機能の改善

既存のコンテンツマネージメントシステム機能に新たに機能項目(表１)を追加する。既存と新規の融合を行う為 WordPress を使い、既存コンテンツを踏まえたサイトマップ構造の見直しを行う。別紙１のサイトマップ構成一覧（案）を基に見直しを行うとともに、新規に表 2、3 のテンプレートの作成を行う。最終的な方針については IPA に十分に確認した上で決定する。

・既存 IT 人材育成 iPedia の設計を理解したうえで設計を行うこと。

表１　機能項目

NO	項目	内容	備考
①	CMS の追加	WordPress	
②	現行 Web コンテンツ	WordPress 用に変換を行う。	
③	テンプレート	新たに 20 以上のテンプレートを作成	表 2、3
④	サイトマップ	サイトマップ構築一覧に従い作成	IPA で用意
⑤	情報共有サイト （掲示板）	WordPress の機能を使い新たに掲示板作成をする。また拡張機能については OSS を使用し拡張すること。	
⑥	検索エンジン	Google 検索エンジン	

（2）共通基盤システムの稼働要件

IPA が運営する共通基盤システムの仮想マシン上に構築し、稼働すること。仮想マシンの稼働要件を以下に示す。

仮想化基盤　　：VMware ESX 4.1 update 2

仮想マシン(1 台当たり)：

CPU コア数　：1 / 2 / 4（CPU）（選択可能）

メモリ　　：4 / 8 / 16（GB）（選択可能）

ディスク　　：基本 70GB、追加でデータ領域として 50GB 単位で増設

ゲスト OS　　：CentOS（64bit）最新を使う

（3）画面要件

別紙１のサイトマップ構成一覧（案）に従い、サイト閲覧者が求める情報への到達性を十分考慮すること。新しい到達方法（例：対象から探す、目的から探す等）の設定及びそれに関する新規ページの作成も可とする。作成テンプレートについては表 2、3 に従い、新たに作成する。

① デザインを実現するデザインテンプレートを作成すること。

② テンプレートを設計・構築するために必要となるサイトを検討し、検討内容を IPA と協議した上で作成すること。

③ WEB アンケート及び受付機能を検討し作成すること。

④ テンプレートから作成されるページは HTML4.0 Transitional 以上又は XHTML1.0 Transitional 以上の規格に準拠すること。

⑤ Microsoft Internet Explorer 8/9、Google Chrome、Mozilla Firefox 及び Apple Safari で閲覧した際ほぼ同様の表示となるようデザインテンプレートを作成すること。
⑥ サイトマップ構成については別紙１のサイトマップ構成一覧（案）に従い作成すること。

表２　IT 人材育成 iPedia 公開サイト　（計 11 個）

NO	作成個所	数
1	TOP	1
2	一覧	1
3	検索結果	2
4	2ndTOP	3
5	詳細	1
6	フォーム	1
7	情報共有サイトログイン	1
8	サイトマップ	1

表３　情報共有サイト　（計 9 個）

NO	作成個所	数
1	TOP	1
2	一覧	2
3	検索結果	1
4	詳細	2
5	フォーム	1
6	サイトマップ	1
7	管理画面	1

（４）情報・データ要件
現行の IT 人材育成 iPedia のデータを改修後の IT 人材育成 iPedia に移行すること。

4.4　設計に係る要件
（１）設計方針に関する要件
上記「4.3　情報システムの機能等に関する要件」に示す要件を満たす機能の構築に向けた基本設計及び詳細設計を行う。また、下記の点を考慮すること。
・ユーザインターフェースの設計においては、現行システムのデザインを踏襲すること。また、利用者の使い易さを考慮して設計すること。
・新規追加機能を実現するにあたり各ユーザの権限に従った排他的制御を考慮すること。
・現行システムで実現済みの機能に影響を与えないこと。
・現行システムで運用中のデータを継続して使えること。
なお、基本設計作業の完了をマイルストーンとして設定し、基本設計書について IPA の承認を得てから詳細設計、開発・構築を進めること。

（２）信頼性・継続性要件
本システムの信頼性・事業継続性要件は以下のとおりとする。

表４　保守要件

サービス提供時間帯	24 時間 365 日（ただしメンテナンス時を除く）
深夜休日のサービス提供の考え方	特になし。
障害発生率	ソフトウェア障害について、年に 1 回程度を許容する。
電気設備法定点検時の対処	点検前にシャットダウンする。点検終了後に起動する。
復旧目標時間	ソフトウェア障害について、翌営業日中の復旧を目標とする。

（3）拡張性要件

・将来的な機能拡張に備えて機能改修が容易に行えるよう考慮されていること。

（4）情報セキュリティ要件

・設計・開発前にセキュリティ対策を IPA に提示し、承認を得た上で作業を行うこと。
少なくとも IPA が公表している「安全なウェブサイトの作り方」第 4 版
（http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html）に従うこと。

・既存部、追加部両方に遵守すること。

（5）アクセシビリティ要件

・利用者の立場から使いやすい作りとすること。

（6）プログラム及びドキュメント等に関する要件

プログラムおよびドキュメントについては、更改することを前提とした整備を行うこと。

① プログラムおよび成果に関連するソフトウェア、ハードウェア、システム、成果が対応可能な製品等については、それらを特定する名称やバージョンについてドキュメント中に正確に示されていること。

② 設計書・取扱説明書については、たび重なる改修によりその都度設計書・取扱説明書が作成されたため一冊に纏まった設計書・取扱説明書が作成されていない。その為、機能を確認するたび、各年度に作成された設計書・取扱説明書の確認が必要となっている。今回の改修において設計書・取扱説明書の作成を行うが過去改修時設計書・取扱説明書を取り込み 1 冊にまとめること。過去の設計書・取扱説明書詳細については表５を確認すること。設計書・取扱説明書について内容について十分確認すること。

- 過去設計書・取扱説明書とは 2008 年度、2009 年度、2010 年度の改修で作成された設計書・取扱説明書と 2012 年に改修を実施した掲示板の設計書をいう。
- 設計書作成について
  ・過去設計書から改修年度ごとの改修項目の差分を抽出する。
  ・抽出した差分を新たに作成する設計書に盛り込む。また今回、過去に改修した個所を再改修する場合はその旨を記載すること。
  ・2012 年度掲示板改修部分についても新たに作成する設計書に盛り込むこと。
- 取扱説明書
  ・過去取扱説明書から改修年度ごとの改修項目の差分を抽出する。
  ・抽出した差分を新たに作成する取扱説明書に盛り込む。また今回の改修で過去に改修した個所を再改修する場合はその旨を記載すること。

・2012 年度掲示板改修部分については新たに作成する取扱説明書に盛り込むこと。

表５　過去設計書・取扱説明書詳細

設計書	年度	詳細	備考
詳細設計書	2008 年度版	初版	
	2009 年度版	初版＋追加機能分	
	2010 年度版	初版＋追加機能分	
	2012 年度版	追加機能分のみ	掲示板機能改修分
基本設計書	2008 年度版	初版	
	2009 年度版	初版＋追加機能分	
	2010 年度版	初版＋追加機能分	
	2012 年度版	追加機能分のみ	掲示板機能改修分
システム管理者用取扱説明書	2008 年度版	初版	
	2009 年度版	初版＋追加機能分	
	2010 年度版	初版＋追加機能分	
	2012 年度版	説明書なし	新規に盛り込む
一般ユーザ用取扱説明書	2008 年度版	初版	
	2009 年度版	初版＋追加機能分	
	2010 年度版	初版＋追加機能分	
	2012 年度版	説明書なし	新規に盛り込む
登録ユーザ用取扱説明書	2008 年度版	初版	
	2009 年度版	初版＋追加機能分	
	2010 年度版	初版＋追加機能分	
	2012 年度版	説明書なし	新規に盛り込む

4.5 稼働環境への移行・導入

開発（構築）したシステムの本番稼動環境への移行・導入等作業についての要件は以下のとおり。

- ◆ IPA サーバルームに設置されたサーバに導入すること。
- ◆ 本番稼動環境への移行・導入は、請負者が行うこと。
- ◆ 移行・導入計画書を作成して、IPA 側の承認を得てから作業を行うこと。
- ◆ 移行・導入計画の立案においては、作業中にトラブルが生じても作業前の状態に戻せるよう、作業前にバックアップをとるなどの対策を導入すること。
- ◆ 本番稼働環境への移行・導入の計画と結果は、移行・導入計画書および移行・導入報告書にまとめること。
- ◆ IT 人材育成 iPedia 管理者が、外部ユーザ、一般ユーザへの問い合わせに対応を含め、効率よく登録・管理できるようにするために、トレーニングを実施する。対象は、IPA 職員等とし、半日程度の内容を一回実施する。

4.6　全体構成

（1）ハードウェア構成

IPA 共通基盤システム上に仮想マシンを３つ（公開サーバ、テストサーバ、バックアップサ

ーバー）以上を想定する。

（2）ソフトウェア構成

現行システムに新たにコンテンツマネージメントシステム機能拡張を行う。

（3）ネットワーク構成

IPA 共通基盤システムのネットワークシステムとする。

4.7　性能要件

・既存の IT 人材育成 iPedia と同等以上の性能であることを確認できること。

4.8　実施体制

（1）プロジェクトの体制等

プロジェクト実施体制に関する要件は以下のとおりとする。

（2）プロジェクト責任者（PM）

① 本件と同等規模以上のシステム開発をＰＭＢＯＫに基づき実施・管理した経験を 3 年以上有するものが専任で配備されていること。

② ＰＭＰ、プロジェクトマネージャ、ＩＴストラテジスト、システムアナリストまたは同等以上の資格を有していること。

（3）開発業務担当者

① コンテンツマネージメントシステム機能の WordPress 活用の開発経験が 2 年以上あり、設計・実装が可能な者が専任で 1 名以上いること。

② コンテンツおよびテンプレートのデザイン経験を 2 年以上有する者がいること。

③ ＷＥＢシステム（ＣＭＳ、ＷＥＢインフラなど）開発経験を 2 年以上有する者がいること。

④ ＷＥＢシステムセキュリティの設計・構築経験を 3 年以上有する者がいること。なお、当該者は情報セキュリティスペシャリスト、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、情報セキュリティアドミニストレータ、システム監査技術者、CISA、CSA または同等以上の資格を有していること。

（4）プロジェクト管理者（PMO）

プロジェクト管理者は、開発チームと独立した者とすること。当該者はＰＭＯとしてプロジェクト進捗および品質管理を 3 年以上経験していること。

4.9　プロジェクト管理業務

プロジェクト管理業務に関する要件は以下のとおりとする。

① 納入期限の 2 週間前までに本番環境での運用開始を目標とした計画を立てること。

② PMBOK（the project management body of knowledge/プロジェクトマネジメント知識体系）等に基づき、IPA と協議のうえプロジェクト計画書を作成し、それに従って作業を実施すること。

③プロジェクト計画書作成については、PMBOK の仕様に従い、最低限以下を盛り込むこと。

・工程計画
・工程管理計画
・コミュニケーション計画
・ドキュメント一覧
・品質保証計画
・セキュリティ計画

④必要に応じて適宜ミーティング等により IPA と作業内容の調整及び報告を行うこと。

5. 保守要件

納入物件についての保守に関する要件は以下のとおりとする。

◆ 納入物件の瑕疵に対して納入後 1 年間無償補修ができる体制を用意すること。

◆ 納入物件に係る問題で、マニュアル等により判別がつかない事象や障害が発生した場合は、IPA の要請に応じて問題解決に協力すること。

6. 事業期間・スケジュール

契約締結から下記履行期限までとする。なお、作業実施項目については、計画段階で納品物、報告資料の提出時期を定めるとともに、以下に示すように中間報告を行うこと。

6.1 履行期限

2013 年 3 月 19 日

6.2 中間報告

4.1 の作業項目毎に最低１回報告を行い、IPA/産学連携推進センターの確認を受けること。

6.3 最終報告

履行期限までに実施するものとする。

7. 納入関連

7.1 納入期限

2013 年 3 月 19 日

7.2 納入場所

〒113-6591
東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構　IT 人材育成本部　産学連携推進センター

7.3 納入物件

以下の記載資料の電子データを収めた電子媒体（CD-R または DVD-R）　一式

① プロジェクト管理報告書　１式
プロジェクト計画に対応した、プロジェクトの実施実績などが判る資料。
② 基本設計書、詳細設計書　１式
③ 取扱説明書（一般ユーザ、外部ユーザ、内部ユーザ、管理者）　１式
④ 開発概要報告書　１式
システムの開発概要が記載された A4、2 段組、2 ページ程度の論文形式の資料。
⑤ ソースコード、実行プログラム、構築用スクリプト、設定ファイル　１式
⑥ 試験仕様書、試験結果報告書　１式
試験方法や、試験仕様書に基づき実施した試験結果の判る資料。
⑦ システム構築手順書, システム運用マニュアル, 障害対応手順書　１式

◆ 検収用に、①～④、⑥～⑦（⑤は除く）は紙媒体でも IPA に納入すること。

◆ ①～④、⑥～⑦（⑤は除く）は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、

固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。

- ◆ ⑥の試験結果報告書には、品質管理報告編も含むこと。
- ◆ 電子媒体・報告書等の形式及び様式については IPA が指定するものとすること。
  納入物件に掲げる以外の報告ドキュメント等についても、適宜 IPA に提出することとする。

8. 検収関連

納入物件に関しては、本仕様書に特定した条件、項目をすべて満たしていること。
また、納入物件は、IT 人材育成 iPedia 利用・普及のための資料として公表する予定であるため、このような活用に耐えうるものであること。

以上

（別紙１）

サイトマップ構成一覧(案)

●サイト名	IT 人材育成 iPedia
○URL	http://jinzaiipedia.ipa.go.jp/

階層	1	2	3	4	5	6	7	8
	トップページ							
	├ニュース							
	├ニュース一覧							
	├**◆産学連携について**							
	┃	├ニュース						
	┃	┃	├ニュース					
	┃	├○○○○○						
	┃	┃	├○○○○○					
	├**◆産学連携 IT 人材育成プラットフォーム**							
	┃	├教育コンテンツプラットフォーム						
	┃	├0.産学連携実績紹介フォーム						
	┃	├2-0.汎用的教育コンテンツ利用案内						
	┃	├2-1.OSS 人材育成						
	┃	├企業団体研修コースカタログ DB						
	┃	├「教育コンテンツ基盤」運用ガイド						
	┃	├実践的インターンシップモデル						
	┃	├産業界からの派遣教員育成資料						
	├**◆地域産学連携講座コミュニティ**							
	┃	├独立行政法人 情報処理推進機構（主催者）						
	┃	├一般社団法人 山梨県情報通信業協会						
	┃	├一般社団法人 神奈川県情報サービス産業協会						
	┃	├一般社団法人 宮城県情報サービス産業協						
	┃	├株式会社 いばらき IT 人材開発センタ						
	├**◆その他の学習教材**							
	├**◆先進的な取り組み事例**							
	┃	├PDF ファイル						
	┃	├一括ダウンロード						
	├**◆これまでの実践的 IT 教育**							
	┃	├平成 22 年度実践的IT教育モデル拡大実証計画事業						
	┃	┃	├PDF ファイル					
	┃	┃	├一括ダウンロード					
	┃	┃	┃	├会津大学				
	┃	┃	┃	├青山学院大学				
	┃	┃	┃	├愛媛大学				
	┃	┃	┃	├静岡大学				

階層	1	2	3	4	5	6	7	8
	┃	┃	┃	├中央大学				
	┃	┃	┃	├東京情報大学				
	┃	┃	┃	├電気通信大学				
	┃	┃	┃	├公立はこだて未来大学				
	┃	┃	┃	├広島市立大学				
	┃	┃	┃	├広島修道大学				
	┃	┃	┃	├法政大学				
	┃	┃	┃	├一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会				
	┃	┃	┃	├社団法人山梨県情報通信業協会				
	┃	┃	├IT 人材育成強化加速事業					
	┃	┃	┃	├PDF ファイル				
	┃	┃	┃	┃	├PBL 入門 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├ソフトウェア品質保証				
	┃	┃	┃	┃	├mpg ファイル			
	┃	┃	┃	┃	├doc ファイル			
	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード			
	┃	┃	┃	┃	├ソフトウェア品質保障 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├実システムのプログラミング基礎				
	┃	┃	┃	┃	├実システムのプログラミング基礎 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├ロジカルシンキング基礎				
	┃	┃	┃	┃	├ロジカルシンキング基礎 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├情報セキュリティマネジメント概論				
	┃	┃	┃	┃	├情報セキュリティマネジメント概論 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	┃	┃	├ご意見・ご要望		
	┃	┃	┃	├プロジェクトマネジメント入門				
	┃	┃	┃	┃	├プロジェクトマネジメント入門 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├IT 経営プロジェクト基礎				
	┃	┃	┃	┃	├IT 経営プロジェクト基礎 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	├PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	├一括ダウンロード		
	┃	┃	┃	├システム開発プロジェクト基礎				

階層	1	2	3	4	5	6	7	8
	┃	┃	┃	┃	┣システム開発プロジェクト基礎 ＞ シラバス			
	┃	┃	┃	┃	┃	┣PDF ファイル		
	┃	┃	┃	┃	┃	┣一括ダウンロード		
	┣**◆情報系専門教育カリキュラム標準 J07**							
	┃	┣情報システム						
			┣PDF ファイル					
	┃	┣ソフトウェアエンジニアリング						
	┃	┃	┣PDF ファイル					
	┃	┣インフォメーションテクノロジ						
	┃	┃	┣PDF ファイル					
	┃	┣コンピュータエンジニアリング						
	┃	┃	┣PDF ファイル					
	┃	┣一般情報処理教育						
	┃	┃	┣PDF ファイル					
	┣**◆広報誌のご案内**							
	┣**◆相互リンク・関連情報**							
	┃	┣関連リンク集						
	┃	┣イベント関連情報						
	┃	┣公募等の情報						
	┣**掲示板**							
	┣**ユーザの登録コンテンツ**							
	┣ユーザ登録のお願い							
	┃	┣授業教材						
	┃	┣発表資料						
	┃	┣その他						
	┣更新情報							
	┃	┣〇〇〇〇						
	┣検索							
	┣お問い合わせ							
	┣ユーザー登録							
	┣ヘルプ							
	┃	┣産学連携						
	┃	┣IT スキル標準						
	┃	┣情報処理技術者試験						
	┃	┣その他の IT 人材育成関連一般						
	┃	┣掲示板						
	┃	┣コンテンツを見る						
	┃	┣コンテンツを探す						
	┃	┣共通キャリア・スキルフレームワークナビゲーション機能を使う						
	┃	┣IT 人材モデルキャリア開発計画ナビゲーション機能を使う						
	┃	┣RSS を購読する						
	┃	┣問い合わせや要望を送信する						
	┃	┣ユーザ登録をする						

階層	1	2	3	4	5	6	7	8
	┃ ├コメントを書く							
	├サイトマップ							
	┃ ├トップページ							
	┃ ├産学連携							
	┃ ├◆産学連携 IT 人材育成プラットフォーム							
	┃ ├◆地域産学連携講座コミュニティ							
	┃ ├◆その他の学習教材							
	┃ ├◆先進的な取り組み事例							
	┃ ├経済産業省の取り組み							
	┃ ├実践的 IT 教育を巡る動き							
	┃ ├実践的 IT 教育について							
	┃ ├教育事例							
	┃ ├注目事例							
	┃ ├先導的 IT 教育事例							
	┃ ├◆情報系専門教育カリキュラム標準 J07							
	┃ ├◆広報誌のご案内							
	┃ ├◆相互リンク・関連情報							
	┃ ├IT スキル標準							
	┃ ├ニュース							
	┃ ├共通キャリア・スキルフレームワーク							
	┃ ├IT スキル標準・キャリアフレームワーク							
	┃ ├IT 人材モデルキャリア開発計画							
	┃ ├情報処理技術者試験							
	┃ ├ニュース							
	┃ ├その他の IT 人材育成関連一般							
	┃ ├ニュース							
	┃ ├掲示板							
	┃ ├ユーザの登録コンテンツ							
	┃ ├授業教材							
	┃ ├発表資料							
	┃ ├その他							
	┃ ├更新情報							
	┃ ├検索							
	┃ ├お問い合わせ							
	┃ ├ヘルプ							

Ⅳ．適合証明書

１．記載要領

⑴ 適合証明書及び別添については、使用する言語は日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付すること。）とし、Ａ４判の紙媒体で提出すること。

なお、特に定めるもの以外については、任意様式とする。

⑵ 別添の記入欄が不足する場合には、適宜の様式で別途作成又は別紙に記載した上で、適合証明書に添付すること。

⑶ 別添を作成する際は、各項目の内容を確認できる添付資料を必ず添付するとともに、必要事項を記述した上で提出すること。

⑷ 添付資料は、別添の各項目に対応しているものとする。

⑸ 添付資料には、該当部分を付箋、マーカー又は丸囲み等により分かりやすくすること。

２．提出部数

適合証明書、別添及び添付資料は、正１部及び副１部を提出すること。

３．その他

機構担当職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

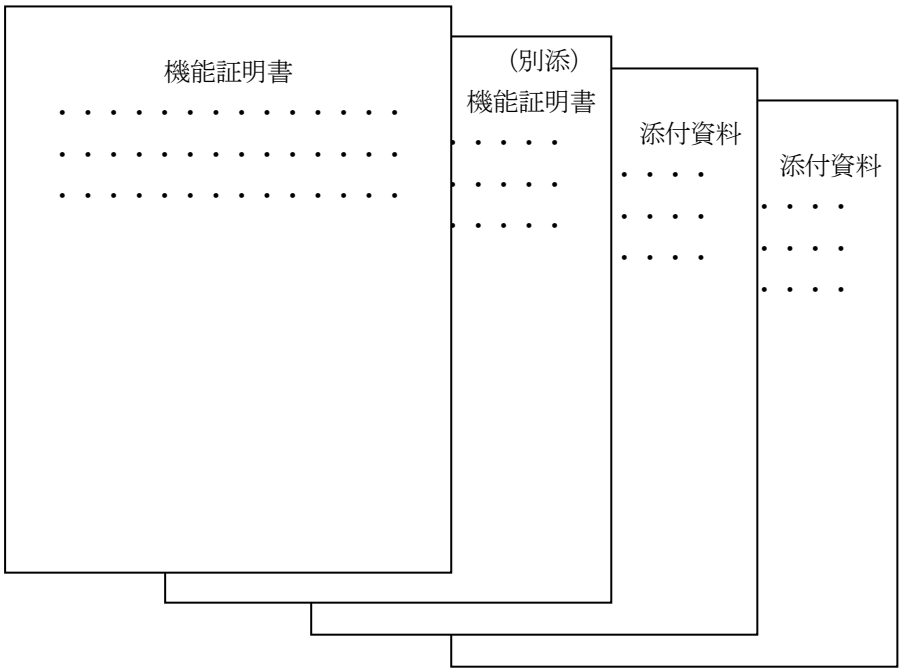

適 合 証 明 書

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構
　理事長　藤江　一正　殿

所　在　地
会　社　名
代表者氏名　　印

「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」（2012 年 12 月 28 日付公告）の入札に際し、機構の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、機構の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、独立行政法人情報処理推進機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

（本件に関する問い合わせ先）
担当部署　：
担当者名　：
電　　話　：
ファックス：
電子メール：

（別紙）

適合証明書詳細一覧表

	仕様書の要件	詳細内容	適合
1	実施体制　全体 構成要員の役割、責任、スキル・経験、専任か兼任かが明示されているか。		
2	実施体制（プロジェクト責任者） ①本件と同等規模以上のシステム開発においてＰＭＢＯＫに基づき実施・管理した経験を３年以上有するものが専任でいること。 ②ＰＭＰ、プロジェクトマネージャ、ＩＴストラテジスト、システムアナリストまたは同等以上の資格を有していること。		
3	実施体制（開発業務担当者） コンテンツマネージメントシステム機能の WordPress 活用の開発経験が２年以上あり、設計・実装が可能な者が専任で含まれていること。		
4	実施体制（開発業務担当者） コンテンツおよびテンプレートのデザイン経験を２年以上有する者が含まれていること。		
5	実施体制（開発業務担当者） ＷＥＢシステム（ＣＭＳ、ＷＥＢインフラなど）開発経験を２年以上有する者が含まれていること。		
6	実施体制（開発業務担当者） ＷＥＢシステムセキュリティの設計・構築経験を３年以上有する者がいること。なお、当該者は情報セキュリティスペシャリスト、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、情報セキュリティアドミニストレータ、システム監査技術者、CISA、CSA または同等以上の資格を有していること。		

	仕様書の要件	詳細内容	適合
7	プロジェクト管理（資源・工数・要員などの計画を含む）に関してＷＢＳレベル３単位にスケジュールが作成されているか。 作業項目の順序や依存関係は明確かつ適切に設定されているか。		

（注１）適合欄には、仕様書の要件に適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」を記載すること。

（注２）詳細内容欄には、適合の具体的な内容を記載すること。記載内容を証明するもの（スケジュール表、体制図、実施体制図全員の略歴、資格を証する書面等）を添付し、当該資料の該当箇所を詳細内容欄に記載すること。

Ⅴ．その他関連資料

【資料１】

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣　旨）

第 1 条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程、入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合における電子申請マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第 2 条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第 1 項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第 3 条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第 4 条　入札者は、次の各号に定める方法により、入札を行わなければならない。

(1) 直接入札又は郵便等入札　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(2) 電子入札　入札者は、電子入札システムを利用して入札金額を含む入札データを送信しなければならない。

（入札書等の記載）

第 5 条　落札決定に当たっては、入札書又は入札データ（以下「入札書等」という。）に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第 6 条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第 7 条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あ

て書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあたっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（電子入札）
第8条　電子入札を行う場合は、電子入札システムのマニュアルに定めるデジタル証明書の取得を行い、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札を行わなければならない。この場合において、入札者に求められる競争参加資格を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、電子入札とは別に競争参加資格を満たすことを証明する証書等を提出しなければならない。

（代理人の制限）
第9条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）
第10条　予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）
第 11 条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）
第12条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
(3) 委任状を持参しない代理人による入札
(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
(5) 金額を訂正した入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7) 明らかに連合によると認められる入札
(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
(10) 入札書受領期限までに到着しない入札
(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第 13 条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第 14 条　工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について予決令第 85 条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第 15 条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が当機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第 16 条　直接入札又は郵便等入札にあっては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3　電子入札にあっては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、契約担当職員の指定する時刻に再度入札を行う。

4　前項において、入札者又は代理人は、開札時に電子入札システムを立ち上げたパソコンで開札の状況を確認し、速やかに再度入札ができるようにしなければならない。

（同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第 17 条　最低価格落札方式にあっては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あると

きは、電子入札システムのくじ引き機能（乱数によるランダム選択）をもって落札者を決定する。また、総合評価落札方式にあっては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 13 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 18 条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第 19 条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第 20 条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出若しくは電子入札をもって誓約します。

【資料２】

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

【資料３】

質問書記載要領

(1) 質問書（様式 1）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
(2) 社印、代表者印等の押印は一切不要とする。
(3) 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
(4) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
(5) 質問書の提出期限は、2013 年 1 月 18 日(金)17 時 00 分までとする。
(6) 質問書の提出にあたっては、質問書に必要事項を記入の上、電子メールにて各照会先宛に送信すること。ただし、事前に各照会先の機構担当職員まで電話連絡すること。
(7) 質問書に対する回答は、原則として 2013 年 1 月 21 日(月)に機構ウェブサイトで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は(4)に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。
(8) 質問者の企業名等は公表しない。
(9) 機構記入欄は記入しないこと。

（様式　1）

質問書枚数	枚目／　　枚中

年　　月　　日

質　　問　　書

独立行政法人情報処理推進機構　御中
（担当部署：産学連携推進センター企画グループ　西村、伊藤）

会　社　名：
担当部署　：
担当者名　：
電　　話　：
ファックス：
電子メール：

「IT 人材育成 iPedia 第 4 次機能強化」（2012 年 12 月 28 日付公告）に関する質問書を提出します。

資　料　名	
ペ　ー　ジ	
項　目　名	
質問内容	

〔※機構記入欄〕

受　領　日	年　　月　　日
受　領　者	印

（様式 2）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所 在 地
商号又は名称
責任者氏名　　印

誓 約 書

2012年12月28日付で公告のありました「IT人材育成iPedia第4次機能強化」の入札に参加するにあたって、既存システムの設計資料の閲覧を希望します。つきましては、設計資料の閲覧に際して、以下のことを誓約いたします。

・機構が指定した閲覧場所内で設計資料の閲覧を行い、それ以外の作業は閲覧場所外で行います。
・機構が開示した設計資料のみにアクセスし、他のいかなる情報にもアクセスを試みません。また、設計資料の持出し及び複写は行いません。
・設計資料の閲覧により知り得た情報は本入札の目的にのみに利用します。情報の目的以外の利用（使用）および第三者への提供はいたしません。
・この誓約に違反し、機構に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。なお、その損害額は、機構の理事長が決定し、その額に同意します。

以上